認知症の人の列車事故に関する最高裁判決に対する見解

平成２８年３月３日

公益社団法人　日本認知症グループホーム協会
業務執行理事会

１．　最高裁判決は認知症の人の尊厳のある生活を守る妥当な判決

平成 28 年 3 月 1 日の認知症の人の列車事故に関する最高裁判決は、認知症の人、その家族及び認知症の人の介護に携わる関係者にとって、大変意義のある判決であると考えます。損害賠償を求められた一審、二審からの逆転勝訴は、これまでと違って最高裁が在宅介護の実情を踏まえ、妻や長男の監督義務を否定した初めての判断となるからです。

当協会は、自らの思いを表出し難くなったり、認知機能や判断力が低下したりする認知症の人に対して、人としての尊厳が最大限に尊重され、住み慣れた地域や施設において、安心・安全な生活が最期まで保証されなければならないと考えています。その前提となる介護者の不安が軽減された判決の意味合いはとても大きいものがあります。

今回の最高裁の判決如何によっては、安全確保やリスク回避を理由に、外に出ないように鍵をかけたり、身体拘束をしたり、行動が制限されるなど、認知症の人の尊厳が損なわれ、BPSD（行動・心理症状）がさらに悪化することを大変危惧していました。今回の最高裁判決は、認知症の人の尊厳のある生活を守る、妥当な判決であると考えます。

２．　認知症の人を社会全体で見守る地域包括ケアシステムの構築

年々、増加する高齢者や認知症の人の国家戦略として推進する地域包括ケアシステムでは、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」を目指しています。

認知症の人に対しては、認知症の人の家族だけで対応するのは不可能ですので、社会全体での安全対策や見守る仕組みを構築していかなければなりません。当協会としても、地域密着型サービスとして、地域連携拠点としての機能や認知症の人のセーフティネット構築を推進するなど、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができる地域包括ケアシステムの構築の実現に一層努力します。

３．　認知症の人に対する社会的な補償制度の構築と法的な整備

認知症の人の行方不明者は年間で１万人以上にのぼり、認知症の人の事故はいまや社会的問題となっています。認知症の人の事故は、認知症の人を介護する者だけの問題ではなく、社会全体の問題としてとらえることが必要であり、認知症の人の事故に対する社会的な補償制度を早急に構築することが必要と考えます。

今回の判決では、監督義務を免れましたが、同居の有無、財産管理、認知症状の如何によっては判決が変わってくることが考えられ、さらなる法的整備が必要であると考えます。